

宇都宮地方裁判所委員会（第12回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）
速報のため、事後修正の可能性あり

1 日時 平成20年2月6日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，吉光寺ヒロ子，菊地勇己，坂本裕一，柴恵子，代田郁保，田中徹歩，西岡清一郎，宮川博行

金子達也，小池幸男，田中重夫は欠席

（庶務）

津田豊事務局長，江川智津乃事務局次長，佐藤信哉総務課長，塩原義裕総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員等の自己紹介

西岡委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の選任

委員長に西岡委員を選出した。

(3) 裁判所からの説明

ア 裁判員制度を巡るこれまでの動き

イ 裁判員裁判・モデルケースにおける進行予定等について

ウ これまでの広報活動について

（アないしウについて委員長説明）

エ 検察審査員・補充員の雇用主への協力依頼と出席率について

（事務局長説明）

(4) 裁判員裁判棟（増築棟）内覧会

(5) 意見交換等

- ・ 模擬選任手続について，この手続を実際に体験できる人は少ないと思われるので，我々マスコミからすれば，どういう風に手続が進むのリアリティに伝えていきたい。裁判所としても，積極的に公開してもらえればありがたい。（委員）
- ・ 裁判員制度といっても，これまでは他人事のように感じていたと思うが，この年末には裁判員候補者選任通知書が届く。栃木県全県で選挙人名簿によって割り振りを行い，概ね6，000人に対して通知をするわけであるが，この中から仮に100人を裁判員選任手続に呼出すとして，更にこの中から裁判員6人と補充員数人を選任することになる。選任手続では，午前中に裁判所に来てもらって，裁判官が立会い，質問手続を行う。個別に100人質問するとしたら，1人当たり1分として，それだけで100分かかってしまう。そこで，個別に質問を行うか，ある程度集団で質問を行うのかという問題もある。（委員長）
- ・ 仮に選任手続に30人を呼び出すとして，裁判員に選任されれば自分の役割があるから，裁判所に呼び出されても納得できると思うが，選任手続で待たされた挙げ句，

- 何の役にも就かなかつたとすれば、日当を支払うからよいでしょうということではなく、心情的に、手続のやり方を考えてもらわなければならないと思う。ただ待たされて「あなたは選ばれませんでした。」ということになつても、裁判所に来た甲斐があつたと思わせることを、選任手続の機会に与えなければいけないのではないか。(委員)
- ・ 国民の人には、裁判員制度を義務のように思ってもらつて、参加してもらうことが大切であると思う。たとえば、宇都宮の住民組織や町内会みたいところで裁判所を見学したいという申し出があつた場合、見学させてもらえるものなのか。(委員)
 - ・ 裁判所では、随時見学を受け入れている。この4月以降は、裁判員法廷を使用して刑事裁判を行うので、裁判も傍聴してもらえればと思う。(委員長)
 - ・ 一度、町内会組織で裁判所を見学するなり、ビデオを見せてもらうことでもよいと思うが、裁判所としてきちんとPRする必要があるのではないか。通知が届いて初めて裁判所へ行くということでは、国民との間に協力関係はできないような気がする。(委員)
 - ・ 宇都宮市では、広報委員会において「施設巡り」という機会を設けて、例えば町内会、婦人会あるいは自治会などに対して紹介をさせてもらっている。最近、裁判所も施設巡りの対象に入れさせてもらったところである。この施設巡りに対しては、結構応募をいただいているところであり、色々なコースを考えて募集をしているところである。対象となる施設や団体と打合せを行いながら実施している。確かに、これまで裁判所というと、一般市民からすれば敷居が高かつたと思うし、あまり行きたくなかつた場所であつたと思う。(委員)
 - ・ 敷居が高いということは、行きたくないところなのである。しかし、裁判員制度においては、市民に裁判所に来てもらわなければならない。(委員)
 - ・ 裁判所というところは、これまであまり広報を行つてこなかつた。裁判員制度全体の広報となると、これは国全体の問題になってくる。(委員長)
 - ・ 市とか町とかが行う広報は、住民に対するサービスとして結構盛んであると思うが、具体的に市あるいは町の広報担当者と裁判所との間で懇談でもしてみたらと思うが、いかがなものか。(委員)
 - ・ 増築棟が完成した段階で、見学会の日を決めて参加者を公募するとか、様々なことを行つてみてはどうか。確かに裁判所を訪れて、実際に法廷を見学するということは大切なことだと思う。(委員)
 - ・ たとえば検察審査会などに目を向けると、裁判所に呼ばれて任務が終了した後においても、検察審査協会など、友の会が組織されている状況にある。(委員長)
 - ・ 検察審査会は、60年の歴史があり、年に1、2回は検察審査会の活動がニュースに取り上げられている。社会的な認識も違っているし、検察審査員になろうとする人も、そういう意識で取り組まれている。ところが、裁判員制度はまだ始まっていないため実績もないわけだが、検察審査会と裁判員制度が全く別のものであるとは私は思っていない。一方は歴史や実績があり、裁判員制度はこれから歴史を積み重ねていくことになるのである。(委員)
 - ・ ところで、裁判員制度では、判決を宣告するために裁判員に色々な資料が裁判所から送られてくることになるのか。(委員)

- 基本的に、法廷で見て聞いて判断していただくことになる。そのような立証を検察官の方で行うことになっている。(委員長)
- 裁判員法廷では、裁判員が車椅子を使用している場合でも、法廷に入れる仕様になっているが、このような人が、例えばバスやタクシーを利用して裁判所に出頭した場合の費用の手当てというのはどのようになっているのか。(委員)
- この点については、現在検討中と聞いている。自動車代については、実費弁償という形ではなくて、1キロメートル当たり37円とする路程賃で手当てする方向で検討されている。(事務局長)
- 報道する側からすると、先日新聞協会において裁判員制度導入に当たっての報道指針が示されたが、各社どのように取り組んでいくのか現在検討しているところである。スタンスとしては、事件報道、裁判報道は大切であり、表現の仕方については客観性を持たせようということになっているが、それと同時に、どこまで取材できるのかということが現場としては最大の関心となっている。この点も、最高裁と新聞協会との取り決めがあると思うが、それを受けて県内でも取り決めをしなければならないと思っている。裁判員制度施行まで1年ということで、多分、どこの社でも連載などが始まると思う。(委員)
- 裁判員に対して、直接マスコミからの取材というものはあり得るのか。(委員)
- 現在言われているのは、評議に関わった人たちに対して、どのような意見がでたかということは聞いてはいけないことになっている。取材する側からすれば、裁判員制度がスタートして第1回目の裁判員裁判が行われたとすれば、国民としてどうであったといった感想を当然聞かないわけにはいかないと思う。(委員)
- しかし、裁判員には守秘義務があるわけで、そこで感想を聞かれるとなると、ポロツと口からこぼれることがあるのではないだろうか。(委員)
- 聞くことがマスコミの仕事ですから、当然突っ込んで聞かろうし、聞かなかつたら取材にならないわけで、主婦なんかポロツとしゃべっちゃうかも知れない。そこで、取材する側も、どこまで書くかという問題であって、私は、取材は構わないと思うが、肝心なのは書き手の倫理性の問題であろう。(委員)
- 裁判員の名前が表面に出ることはないわけであり、裁判員を務めた人に個別に取材に行くこと自体難しいと思う。取材できるとすれば、法廷で顔を見て、覚えて追跡するくらいしかあり得ないのである。法廷から出て、記者が追跡する以外に、誰が裁判員であるかを突き止めて、インタビューすることはできないはずであるが、我々は、裁判員を守らなければならない立場にある。(委員)
- 我々は、裁判員裁判に参加した人の感想あるいは意義などを、裁判員裁判に参加したことのない人たちに伝えなくてはならない。(委員)
- 事件の話題性があればあるほど、一般の新聞社はともかくとして、週刊誌などはもっとしつこく取材をするだろう。プライバシーの問題を含め、そちらの方が問題である。(委員)
- とにかく、来年から裁判員制度がスタートするとすれば、どうやって成功させるのか、我々国民の側もしっかり考えなくてはならない。私は、裁判員制度は国民の義務であると思っている。しかし、義務というためには、裁判所の側も事前に法廷を見学

させるなどして、国民との間に協力関係を築かなければならないであろう。(委員)

- ・ 何よりも、国民に対して辞退事由がどういうことなのかということを知らせることが大切だと思う。辞退事由に該当する以外は、これは国で決まったことであり、裁判員を辞退することはできないことを知らせる必要がある。(委員)
 - ・ まだ、国民は裁判員制度が国民の義務であるとは思っていない。多くの国民には、これまでの日本の裁判が裁判官、検察官、弁護士たち法曹によって信頼のあるものとして認識されているため、裁判員のような知らない人たちに裁判をされたくないという意識があると思う。しかし、新しい制度として、裁判員として参加することは国民の義務であるということを経験者自身、あるいは国全体として知らせていかなくてはならないと思う。制度の良い悪いを議論している時期ではなくて、どのようにして、よりベターな制度にしていくのか考えていかなくてはならないだろう。(委員)
 - ・ 次回のテーマについて何か意見はあるか。(委員長)
 - ・ Q & A といふか、裁判員制度について、それまでに決まったこと、煮詰まってきたことを明らかにしてもらって、それに対して意見を求めるとすれば議論しやすいと思う。(委員)
 - ・ 裁判員制度に関して、これから進展するものなど検察庁、弁護士会から提供いただける話題はあるか。(委員)
 - ・ 話題として提供できるものがあれば、準備したいと考えている。(委員)
 - ・ テーマについては裁判員制度として、具体的にはQ & A 方式により意見交換を行うこととする。(委員長)
- (6) 次回開催日について
- ・ 期日は平成20年7月16日(水)とし、時間は午後1時30分から午後3時30分までとして開催することとしたい。(委員長)

以上